

平成30年度以降の森林づくり県民税の仕組み

用途 (森林づくり県民税活用事業)	<p>① 「防災・減災」及び「住民等による利活用」のための里山等の整備 防災・減災の観点での里山の森林整備や河畔林の整備、里山整備利用地域制度を活用した住民協働による里山の整備</p> <p>② 自立的・持続的な森林管理のための間伐材等の利活用 児童センターなどの子どもの居場所や、観光地における道路等の公共サインなどの木質化、里山資源の薪利用や松くい虫被害木を活用するための仕組みづくり</p> <p>③ 森林づくりに関わる人材の育成 森林の整備や多面的利活用を推進するリーダーや多くの関係者をコーディネートする人材等の育成等</p> <p>④ 多様な県民ニーズに応えるための森林の利活用 学校林や信州やまほいく認定園のフィールド整備、観光地の景観に適合した街路樹や森林の整備、森林セラピー基地の整備等による森林の利活用</p> <p>⑤ 市町村に対する財政調整的視点での支援 財政調整を図るための制度として、市町村が地域固有の重要課題に対応</p> <p>⑥ 森林づくりの理解を深める普及啓発及び森林税の評価・検証 森林づくりに関する普及啓発、企業等との連携による森林づくり、森林税の評価・検証</p>																		
課税方式 (※変更なし)	個人県民税及び法人県民税の均等割の超過(上乘せ)課税方式																		
納税義務者 (※変更なし)	<p>(個人) 県内に住所、家屋敷または事務所等を有する個人 約109万人*</p> <p>(法人) 県内に事務所等を有する法人 約5万1千法人</p> <p>※ 個人の納税義務者は県民全員ではなく、県民税均等割を納めている方(県民の約半数)が対象であり、次のア、イ、ウのいずれかに該当し非課税となる方や、税法上の控除対象配偶者・扶養親族になっている方で次のウに該当する方には課税されません。</p> <p>ア 生活保護法の規定による生活扶助を受けている方</p> <p>イ 障がい者、未成年者、寡婦又は寡夫で、前年の合計所得金額が125万円以下の方</p> <p>ウ 前年の合計所得金額が、市町村の条例で定める金額以下の方</p>																		
超過税額 (※変更なし)	<p>(個人) 年額：500円 (法人) 年額：現行の均等割額の5%相当額</p> <table border="1" data-bbox="400 1339 1374 1559"> <thead> <tr> <th>資本金等の額</th> <th>法人の超過税額(5%)</th> <th>法人の現行の均等割額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1千万円以下</td> <td>1,000円</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td>1千万円超～1億円以下</td> <td>2,500円</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td>1億円超～10億円以下</td> <td>6,500円</td> <td>130,000円</td> </tr> <tr> <td>10億円超～50億円以下</td> <td>27,000円</td> <td>540,000円</td> </tr> <tr> <td>50億円超</td> <td>40,000円</td> <td>800,000円</td> </tr> </tbody> </table>	資本金等の額	法人の超過税額(5%)	法人の現行の均等割額	1千万円以下	1,000円	20,000円	1千万円超～1億円以下	2,500円	50,000円	1億円超～10億円以下	6,500円	130,000円	10億円超～50億円以下	27,000円	540,000円	50億円超	40,000円	800,000円
資本金等の額	法人の超過税額(5%)	法人の現行の均等割額																	
1千万円以下	1,000円	20,000円																	
1千万円超～1億円以下	2,500円	50,000円																	
1億円超～10億円以下	6,500円	130,000円																	
10億円超～50億円以下	27,000円	540,000円																	
50億円超	40,000円	800,000円																	
税収規模	<table border="1" data-bbox="400 1585 1070 1693"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>個人</th> <th>法人</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年間(平年度)</td> <td>約5.5億円</td> <td>約1.2億円</td> <td>約6.7億円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成29年度の森林税収入見込みを基準に試算。</p>	区分	個人	法人	計	年間(平年度)	約5.5億円	約1.2億円	約6.7億円										
区分	個人	法人	計																
年間(平年度)	約5.5億円	約1.2億円	約6.7億円																
実施期間	<p>平成30年4月1日から5年間(税導入の効果等を総合的に検証し、5年後に見直しを実施)</p> <p>(個人) 平成30年度分から平成34年度分まで</p> <p>(法人) 平成30年4月1日から平成35年3月31日の間に開始する各事業年度分</p>																		
管理方法等	<ul style="list-style-type: none"> 用途を明確にするため、『長野県森林づくり県民税基金』を設置して税収を管理し、事業の内容等について公表するとともに、事業実施後の成果の検証等を行うため、県民の代表等による第三者機関を設置します。 森林税の運用の透明性を高め、より効果的な活用を図るため、副知事を会長とする庁内推進組織を設置し、森林税を活用した事業についての事業成果の検証や必要な制度・事業の見直し等を行います。 																		

長野県森林づくり県民税条例（改正部分下線）

（平成 19 年 12 月 27 日条例第 58 号）

（趣旨等）

第 1 条 この条例は、県土の保全、水源の涵養、地球温暖化の防止等の多面にわたる機能を有する森林から全ての県民が等しくその恵みを受けていること並びにこれらの機能を持続的に発揮させるための森林資源の利用及び活用による継続的な森林づくりが重要であることに鑑み、そのための森林づくりの実施、森林の多様な利用及び活用の推進その他の施策に要する経費の財源を確保するため、県民税に係る長野県県税条例（昭和 25 年長野県条例第 41 号）の特例等を定めるものとする。

2 この条例の規定に基づき長野県県税条例第 22 条及び第 28 条第 1 項に規定する県民税の均等割の税率に加算する額の名称は、長野県森林づくり県民税とする。

（個人の県民税の均等割の税率の特例）

第 2 条 平成 20 年度から平成 25 年度までの各年度分の個人の県民税の均等割の税率は、長野県県税条例第 22 条の規定にかかわらず、同条に定める額に 500 円を加算した額とする。

2 平成 26 年度から平成 34 年度までの各年度分の個人の県民税の均等割の税率は、長野県県税条例第 22 条及び附則第 11 条の 4 の規定にかかわらず、同条に定める額に 500 円を加算した額とする。

（法人の県民税の均等割の税率の特例）

第 3 条 平成 20 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日までの間（以下この項において「特例期間」という。）に開始する各事業年度若しくは各連結事業年度又は特例期間における地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 52 条第 2 項第 4 号の期間に係る法人の県民税の均等割の税率は、長野県県税条例第 28 条第 1 項の規定にかかわらず、同項の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額に、当該額に 100 分の 5 を乗じて得た額を加算した額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における長野県県税条例第 28 条第 2 項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは、「長野県森林づくり県民税条例（平成 19 年長野県条例第 58 号）第 3 条第 1 項」とする。

（基金の積立て）

第 4 条 知事は、長野県森林づくり県民税に係る収入額に相当する額を、資金積立基金条例（昭和 39 年長野県条例第 15 号）の規定に基づく長野県森林づくり県民税基金として積み立てるものとする。

（検証、評価等）

第 5 条 知事は、毎年度、あらかじめ、長野県森林づくり県民税をもってその経費の財源とする事業（以下この条において「事業」という。）の内容及び目標を定め、公表するものとする。

2 知事は、毎年度終了後、当該年度における事業の実施状況等について検証及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

3 知事は、第 1 項の規定により事業の内容及び目標を定め、又は前項の規定により検証及び評価を行うに当たっては、県民、学識経験者、市町村等により構成される会議の意見を聴くものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

（資金積立基金条例の一部改正）

2 資金積立基金条例の一部を次のように改正する。

別表の長野県森林整備地域活動支援基金の項の次に次のように加える。

長野県森林づくり 県民税基金	緊急に行う必要のある森林づくりに関する施策の推進を図る。	緊急に行う必要のある間伐その他の森林づくりに関する事業の推進に要する費用の財源に充てる。
-------------------	------------------------------	--

（施行期日）（平成 20 年 4 月 30 日条例第 27 号抄）

1 この条例は、公布の日から施行し、第 2 条の規定による改正後の長野県森林づくり県民税条例の規定は、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 22 年 7 月 8 日条例第 23 号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 10 月 11 日条例第 71 号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 12 月 18 日条例第 58 号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条の次に 1 条を加える改正規定（第 5 条第 2 項に係る部分は除く。）は、公布の日から施行する。

森林づくり県民税活用事業 平成30年度当初予算案 総括表

単位:千円

区分	平成30年度実施予定の内容	平成30年度 当初予算額 <small>[うち森林づくり県民税分]</small>	備考
1 「防災・減災」及び「住民等による利活用」のための里山等の整備			
⑨ 防災・減災のための里山等の整備事業	「防災・減災」の観点から、整備の必要性が高い森林の整備及び河畔林の整備を推進します。	527,097 [410,291]	【建設部(一部)】
⑨ 県民協働による里山の整備・利用事業	「里山整備利用地域」における地域住民等の主体的な参画により、薪利用や森林を活用した教育活動など、里山の整備・利活用を推進します。	96,907 [96,907]	
地域で進める里山集約化事業	間伐事業実施地の森林所有者の合意形成や所有者の境界を明確化する取組を支援します。	14,400 [14,400]	
小計		638,404 [521,598]	
2 自立的・持続的な森林管理のための間伐材等の利活用			
⑨ 地消地産による木の香る暮らしづくり事業	観光地における県産材公共サインの作成や「子どもの居場所」の木造・木質化など、県産材利用の取組を実施します。	41,340 [41,340]	
⑨ 薪によるエネルギーの地消地産推進事業	身近な里山資源である「薪」を継続的に利用する仕組みを構築します。	3,750 [3,750]	
⑨ 松くい虫被害木利活用事業	松くい虫被害木を木質バイオマス発電の燃料(チップ)に資源化して利活用する仕組みを構築します。	18,000 [18,000]	
小計		63,090 [63,090]	
3 森林づくりに関わる人材の育成			
⑨ 里山整備利用地域リーダー育成事業	里山を管理・利用する地域活動のコーディネートや技術指導等を行う人材、里山を維持管理する人材を育成します。	2,751 [2,751]	
⑨ 森林セラピー推進支援事業(人材育成等)	森林セラピーガイドの育成等を通じて、森林セラピーの利用を促進し、セラピー基地等の魅力向上への取組を推進します。	1,756 [1,756]	
小計		4,507 [4,507]	
4 多様な県民ニーズに応えるための森林の利活用			
⑨ 森林の教育利用の推進	学校林や「信州やまほいく認定園」のフィールド整備等を行い、森林を活用した教育や子育ての取組を支援します。	17,875 [17,875]	【県民文化部(一部)】
⑨ まちなかの緑地整備事業	市街地における木々に親しめる緑地の整備を集中的に推進します。また、整備された緑地での地域住民等による緑育・緑化活動につなげます。	4,000 [4,000]	【建設部】
⑨ 観光地における景観形成のための森林等の整備	観光地の魅力向上のため、地域の景観に合致した街路樹の整備や森林の景観整備を推進します。	23,605 [23,605]	【建設部(一部)】
⑨ 森林セラピー推進支援事業(施設整備支援)	施設整備等を通じて、森林セラピーの利用を促進し、セラピー基地等の魅力向上への取組を推進します。	15,765 [15,765]	
小計		61,245 [61,245]	
5 市町村に対する財政調整的視点での支援			
森林づくり推進支援金	森林に関する様々な課題解決のための市町村の取組を支援します。	90,000 [90,000]	
小計		90,000 [90,000]	
6 森林づくりの理解を深める普及啓発及び森林税の評価・検証			
森林税の普及啓発、評価・検証	森林づくりの広報・普及啓発、企業との連携、税活用事業の評価・検証を行います。	12,038 [12,038]	
小計		12,038 [12,038]	
合計		869,284 [752,478]	

【再掲】

3

林務部所管事業	731,459 [614,653]
林務部以外所管事業	137,825 [137,825]

森林づくり県民税活用事業 平成30年度当初予算案一覧

単位:千円

区分	平成30年度実施予定の内容	取組の継続性、他地域への波及効果等	予算案
1 「防災・減災」及び「住民等による利活用」のための里山等の整備			
<p>⑧ 防災・減災のための里山等の整備</p>	<p>【みんなで支える里山整備事業】(272,591千円) 「防災・減災」の観点から、未整備の里山のうち、科学的知見等を活用して優先的に整備が必要な箇所の間伐を推進します。 ・事業主体 市町村、森林組合、NPO法人、森林所有者の団体等 ・補助率 9/10 ・里山整備面積 1,290ha</p> <p>【里山整備方針作成事業】(25,200千円) 森林づくり県民税を活用した「防災・減災」及び「住民等の利活用」のための里山の整備を進めるため、航空レーザ測量の成果等を活用して危険性が高い箇所を絞り込み、優先整備箇所の特定、図面化をすることにより、森林づくり県民税の効果的な活用と取組の見える化を図ります。 ・事業主体 市町村、森林整備協議会等 ・補助率 10/10 ・里山整備方針作成数 120地域(2022年度)</p> <p>【県単河畔林整備事業】【建設部】(112,500千円) 県が管理する一級河川の区域外(民地)の河畔林及び市町村が管理する準用河川区域とその周辺の河畔林のうち、防災効果が高い箇所の整備を推進します。 ・事業主体 県、市町村 ・補助率 9/10 ・県管理河川の整備箇所 9箇所 ・市町村管理河川の整備箇所 15箇所</p>	<p>「防災・減災」のための里山の整備や河畔林の整備を優先的に進めるとともに、実施箇所を图示して成果の見える化を推進することで、災害に強い森林づくり等の機運を高め、森林整備意欲の喚起を図ります。</p>	410,291
<p>⑧ 県民協働による里山の整備・利用</p>	<p>【みんなで支える里山整備事業】(53,357千円) 長野県ふるさとの森林づくり条例に基づく「里山整備利用地域」において、住民協働による里山の整備を促進するとともに、多面的な森林資源の利活用を進めることで、自立的・持続的な森林管理の構築を図ります。 ・事業主体 市町村、森林組合、NPO法人、森林所有者の団体等 ・補助率 9/10 ・里山整備利用地域の認定 150地域(2022年度) ・里山整備面積 150ha</p> <p>【里山整備利用地域活動推進事業】(9,800千円) 地域住民による里山の整備・利活用を促進するため、長野県ふるさとの森林づくり条例に基づく「里山整備利用地域」の認定地域において、地域住民による里山整備利用推進協議会の立ち上げ及び里山整備利用地域活動計画の作成等を支援します。 ・事業主体 里山整備利用推進協議会 ・補助率 10/10 ・里山整備利用地域の認定数 50地域</p> <p>【里山資源利活用推進事業】(33,750千円) 里山の資源を有効に活用し地域に還元する仕組みづくりを進めるため、自立的・持続的な管理体制の構築に必要な資材の導入等を支援します。 ・事業主体 里山整備利用推進協議会 ・補助率 3/4 ・里山整備利用地域の認定数 50地域</p>	<p>「里山整備利用地域」に認定することで継続的な取組を担保するとともに、立ち上げ段階での活動主体の組織化や地域活動、資機材の導入等の支援を行うことで、その活動を軌道に乗せ、自立的な活動を促します。 また、里山整備利用地域の取組に関する広報や研修会などを通じて、他地域への波及を図ります。 さらに、継続性を確保するため、地域の林業技術者の活用や里山の多面的な価値の創造によるビジネスモデルづくりを促進します。</p>	96,907
<p>地域で進める里山集約化事業</p>	<p>小規模個人有林、不在村者所有森林等が多い里山の森林整備を推進するため、間伐事業実施地の森林所有者の合意形成や、所有者の境界を明確化する取組を支援します。 ・事業主体 自治会組織、林業事業者等 ・補助率 定額 ・集約化面積 900ha</p>	<p>所有者の特定や所有境界を明確にすることで、森林整備を進めるとともに、整備後の地域の森林管理に繋がります。</p>	14,400
小計			521,598

区分	平成30年度実施予定の内容	取組の継続性、他地域への波及効果等	予算案
2 自立的・持続的な森林管理のための間伐材等の利活用			
⑧ 地消地産による木の香る暮らしづくり事業	<p>県産材に囲まれた地域づくり及び未来における県産材利用者づくりを推進するため、観光地等における県産材公共サインの作成や児童センター等の「子どもの居場所」の木造・木質化など、本県独自の県産材利用の取組を実施します。</p> <p>県産材公共サインについては、観光地の魅力向上や県産材の活用促進の観点から、統一デザインや仕様、配置場所の基本的な考え方を「基本コンセプト」として策定します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業主体 県、市町村、公共的団体等 ・補助率 1/2、3/4 ・県産材公共サインの作成 ・子どもの居場所木造・木質化等 5箇所 ・木の調度品、おもちゃ等の設置 30箇所 ・木工コンクール応募者数 5,500人/年(2022年度) 	<p>・県産材公共サインについては、波及効果・モデル性等を配慮し、関係部局と連携して設置場所等を検討するなど、県内の魅力ある観光地づくりを促進するとともに、県産材のPR強化に向けて取り組みます。</p> <p>・木造・木質化等については、県産材利用のモデル性の高い施設等の整備を採択し、発表会やHP等により、他施設の木造・木質化への波及を図るとともに、消費者ニーズや商品等の改善点を生産者にフィードバックし、県産材製品の開発、販売先拡大等につなげます。</p>	41,340
⑧ 薪によるエネルギーの地消地産推進事業	<p>里山の自立的・持続的な維持管理を図るため、身近な里山資源である「薪」を継続的に利用する仕組みを構築します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業主体 県、市町村、公共的団体等 ・補助率 3/4 ・薪流通の仕組み構築モデル 2件 	<p>第2期の「信州の木活用モデル地域支援事業」の成果を踏まえ、課題の解決につながる持続性・発展性を持つ事業採択を行うとともに、事業の実施を通じて構築された仕組み等の発表会やマニュアル等を通じて他地域への普及を図ります。</p>	3,750
⑧ 松くい虫被害木利活用事業	<p>山林に放置され、有効活用されていない松くい虫被害木を有効活用し、地域が主体となって行う松くい虫被害木駆除の更なる取組を推進するため、松くい虫被害木を木質バイオマス発電の燃料(チップ)に資源化して利活用する取組等を支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業主体 市町村 ・補助率 9/10 ・取組を行う市町村数 10市町村 	<p>公共施設へのチップボイラー導入を見据えた自給体制の構築を図るとともに、事業の実施を通じて構築された仕組み等の発表会やマニュアル等を通じて、他地域への普及を図ります。</p>	18,000
小計			63,090
3 森林づくりに関わる人材の育成			
⑧ 里山整備利用地域リーダー育成事業	<p>持続的に地域の森林を適正に管理していく体制構築のため、里山を管理・利用する地域活動のコーディネーターや技術指導等を行う人材、地域の里山を維持管理する人材を育成します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業主体: 県 ・育成する地域リーダーの人数 30人 ・育成する里山維持管理人材の人数 900人 	<p>山村ビジネスにもつながる地域リーダーや里山維持管理人材の育成により「里山整備利用地域」での継続的な運営、取組を担保するとともに、自立的な活動を促します。</p>	2,751
⑧ 森林セラピー推進支援事業(人材育成等)	<p>森林セラピーガイドの育成等を通じて、本県の森林セラピーの利用を促進するとともに、関連する産業(観光、健康、環境、産業)との連携を強化し、地域資源として積極的に活用していくため、セラピー基地等の魅力向上を図るとともに、利用者の増加、満足度の向上を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業主体 県 ・森林セラピーガイド育成 200人(2022年度) ・コーディネーター育成 10人以上 	<p>地域の魅力を創出する人材育成により、地域活性化への取組を進めます。また、研修は関心のある者が広く受講できるようにし、森林を活用した新たな地域活性化モデルの他地域への波及を図ります。</p>	1,756
小計			4,507

区分	平成30年度実施予定の内容	取組の継続性、他地域への波及効果等	予算案
4 多様な県民ニーズに応えるための森林の利活用			
<p>⑧ 森林の教育利用の推進</p>	<p>【学校林等利活用促進事業】(12,550千円) 周囲を森林に囲まれた長野県で学ぶ児童・生徒が森林・林業に親しみを感じ、次世代の森林づくりに理解を深めるとともに、学校林の活用を推進するため、手入れが放置され利用困難になっている学校林について、森林税により集中的に整備します。 ・事業主体 県、市町村等 ・補助率 9/10 ・学校林の整備校数 16校</p> <p>【信州やまほいく認定団体保育環境等向上事業】(県民文化部)(5,325千円) 豊かな森林資源、自然環境を活用した「信州やまほいく」の認定園の活動フィールドの整備等を行うことにより、森林を活用した保育の安全性確保及び教育環境の充実を図ります。 ・事業主体 「信州やまほいく」認定園の設置主体 ・補助率 9/10、1/2 ・フィールド整備等の認定園数 8園</p>	<p>学校林の利活用を促進することで、次世代の森林づくりを担う子どもたちの教育の場づくりを進めます。また、地域の林業関係者を結びつけ、学校林活動の継続性を確保します。</p> <p>認定園における保育の安全性確保及び教育環境の充実が図られることにより、質の高い信州型自然保育(信州やまほいく)の実現及び県内への普及を促進します。</p>	17,875
<p>⑧ まちなかの緑地整備事業 【建設部】</p>	<p>市街地における木々に親しめる緑地の整備を集中的に推進するため、市町村及び民間団体が行う緑地の整備に対して補助します。また、整備された緑地での地域住民等による緑育・緑化活動につなげます。 ・事業主体 市町村、民間団体 ・補助率 1/2、1/3 ・市街地の緑化整備 4箇所</p>	<p>森林を身近に感じられる緑地の整備を推進するとともに、整備された緑地において緑化団体や地域住民による緑化活動につなげることにより、緑化に関する人材発掘・育成等のモデルとし、他地域への波及を図ります。</p>	4,000
<p>⑧ 観光地における景観形成のための森林等の整備</p>	<p>【観光地の景観整備(県単道路橋梁維持修繕費)】(建設部)(16,000千円) 山岳高原リゾートを形成する観光地周辺等の街路において、景観形成のための街路樹の整備を実施します。また、当事業による街路樹剪定の実施にあたっては、「街路樹剪定士」資格保有者による作業とし資格取得者の拡大を促すとともに、モデル事業として剪定技術に関する講習会など街路樹管理技術向上の醸成を図ります。 ・事業主体 県 ・街路樹の整備 6箇所</p> <p>【観光地等魅力向上森林景観整備事業】(7,605千円) 豊かな森林資源を活かした観光地の魅力向上を図るため、地域の景観に合致した森林整備等を推進し、観光地等の魅力向上を図ります。 ・事業主体 市町村 ・補助率 9/10 ・地域の景観に合致した間伐等実施箇所数 10箇所</p>	<p>国営アルプスあづみの公園や白樺湖など観光地周辺の街路等をはじめ、ビューポイント整備に資する街路樹整備や景観向上のための森林整備を実施し、観光地の魅力向上に繋がります。</p>	23,605
<p>⑧ 森林セラピー推進支援事業(施設整備支援)</p>	<p>森林セラピーガイドの育成等を通じて、本県の森林セラピーの利用を促進するとともに、関連する産業(観光、健康、環境、産業)との連携を強化し、地域資源として積極的に活用していくため、セラピー基地等の魅力向上を図るとともに、利用者の増加、満足度の向上を図ります。 ・事業主体 市町村 ・補助率 9/10、1/2 ・森林セラピー基地整備 4箇所</p>	<p>利用者へ森林の持つ魅力の波及と基地運営の継続を図るとともに、利用者増加による集客効果を他地域へ波及し、地域資源の掘り起しへ繋がります。</p>	15,765
小計			61,245

区分	平成30年度実施予定の内容	取組の継続性、他地域への波及効果等	予算案
5 市町村に対する財政調整的視点での支援			
森林づくり推進支援金	森林づくり指針に掲げる方針を踏まえつつ、森林に関する様々な課題解決のための市町村の取組を支援します。 ・事業主体 市町村 ・地域固有の課題解決に取り組む市町村 77市町村	地域の実情に応じた様々な取組が目に見える形で行われることにより、地域住民の森林に対する理解の浸透と森林づくりへの機運の醸成を図ります。	90,000
小計			90,000
6 森林づくりの理解を深める普及啓発及び森林税の評価・検証			
森林税の普及啓発、評価・検証	<p>【みんなで支える森林づくり推進事業】(10,000千円) 森林の役割や森林づくりの重要性等について、県民の理解を深め、多様な主体による森林づくりを促進するため広報・普及啓発活動を実施します。また、県民会議、地域会議による税活用事業の評価・検証を行います。 ・事業主体 県 ・森林税の使途の認知度の向上 30%</p> <p>【森林(もり)の里親促進事業】(1,002千円) 里山や山村集落へ県が仲立ちとなり企業等の社会貢献活動や福利厚生活動を誘導し、森林整備と交流を通じた地域活性化を図ります。 ・事業主体 県 ・企業等との契約件数 5件</p> <p>【地球温暖化防止木材利用普及啓発事業】(565千円) 県産材住宅や事務所・店舗を木質化した企業等に対し、木材のCO2固定量を認証し、地球温暖化防止や環境への関心を高めるとともに、県産材の消費拡大を図ります。 ・事業主体 県 ・CO2固定認証量 500t-CO2</p> <p>【地球温暖化防止吸収源対策推進事業】(471千円) 企業等との連携により整備された森林のCO2吸収量を認証し、企業等のCSR活動の「見える化」をすることで、地球温暖化防止につながる森林整備を推進します。 ・事業主体 県 ・CO2吸収認証量 4,000t-CO2</p>	効果的、効率的な広報・普及啓発、企業との連携等を図ることで、森林や森林税に対する理解の浸透を図ります。また、税活用事業の評価・検証を行い、森林税の効果的な運用を図るとともに、県内各地のモデル的な取組を県内全域に波及します。	12,038
小計			12,038
合計			752,478

※予算案については、森林づくり県民税の金額を記載

【再掲】

区分	予算案
林務部所管事業	614,653 千円
林務部以外所管事業	137,825 千円

